

## 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

(2010. 9. 6)

水道水質管理上注意すべき項目として、平成15年10月10日付 健発第1010004号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、見直しを行うことを予定している。このため、別添のとおり案を作成した。

本案に関して御意見のある場合には、下記の要領により提出してほしい。意見については、最終的な決定における参考とする。

1. 募集期間 平成22年9月6日（月）～平成22年10月5日（火）
2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載

### 水質管理目標設定項目の一部改正案について

別添

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会における、内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る健康影響評価結果等を踏まえた水質管理目標設定項目についての審議結果に基づき、以下のとおり改正を行うものである。

改正案

- (1) 「トルエン」に係る目標値を現行の「0.2mg/L」から「0.4mg/L」に改める。
- (2) 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し
  - ・ 「ペンシクロン」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改める。
  - ・ 「メタラキシル」に係る目標値を現行の「0.05mg/L」から「0.06mg/L」に改める。
  - ・ 「ブタミホス」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
  - ・ 「プレチラクロール」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.05mg/L」に改める。

(参考資料)

平成22年2月2日第8回厚生科学審議会生活環境水道部会

資料3 今後の水質基準等の見直しの方向性について

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/dl/s0202-8e.pdf>

# トリクロロ基準強化でパブコメ

## 厚労省 トルエン等管理目標設定項目も

厚生労働省水道課は6日、トリクロロエチレン

の水質基準を現行の0・03 mg/L以下から0・01 mg/L以下に変更する省令改正案について意見募集(パブリックコメント)を開始した。

この水質基準省令の一部改正に伴い薬品基準と資機材材質基準、給水装置浸出性能基準も改正されることになり、「技術的基準を定める省令」改正案と「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の改正案についてもそれぞれ意見募集して

いる。改正省令の施行は来年4月1日の予定。また、水質管理目標設定項目についても、▽トルエン0・2 mg/L ↓0・4 mg/L ▽ペンシクロン0・04 mg/L ↓0・1 mg/L ▽メタラキシル0・05 mg/L ↓0・06 mg/L ▽フタミホス0・01 mg/L ↓0・02 mg/L ▽プレチラクロール0・04 mg/L ↓0・05 mg/Lに改める改正案について意見を募集。今回の水質基準などの改正は、2月の第8回厚生科学審議会生活環境水道

部会で方向性が示されていた。

パブリックコメントの期間は10月5日まで。資料は同省ホームページと電子政府の総合窓口の「パブリックコメント」欄から入手できる。

この水質基準省令の一部改正に伴い薬品基準と資機材材質基準、給水装置浸出性能基準も改正されることになり、「技術的基準を定める省令」改正案と「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の改正案についてもそれぞれ意見募集して

いる。改正省令の施行は来年4月1日の予定。また、水質管理目標設定項目についても、▽トルエン0・2 mg/L ↓0・4 mg/L ▽ペンシクロン0・04 mg/L ↓0・1 mg/L ▽メタラキシル0・05 mg/L ↓0・06 mg/L ▽フタミホス0・01 mg/L ↓0・02 mg/L ▽プレチラクロール0・04 mg/L ↓0・05 mg/Lに改める改正案について意見を募集。今回の水質基準などの改正は、2月の第8回厚生科学審議会生活環境水道